平成２６年（フ）第８８号
宮崎市花ケ島町柳ノ丸536番地１　ＳＥＩマンション花ケ島701号
債務者　堀江　信之
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　郷　　俊介
4　破産債権の届出期間　平成26年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１号
秋田県横手市大雄字根田谷地西68番地
債務者　奥山　裕行
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　憲史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第５４号
岡山県倉敷市栗坂108番地３
債務者　八木　　操
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
岡山県倉敷市松島1126番地１　カレント中庄307号
債務者　中田真喜男
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８号
京都府舞鶴市字八戸地575番地
債務者　森谷　林春
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
岐阜県可児市みずきケ丘３丁目100番地、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1053番地１　マンションエルガーデン607
債務者　胡桃沢真紀
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　典高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第５４７号
北九州市小倉南区下吉田３丁目２番７号
債務者　廣瀬千代喜
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６６号
函館市美原２丁目５番４号
債務者　青沼　幹夫（旧姓那須）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７０号
函館市榎本町12番４号
債務者　土屋　史明
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７７号
北海道北斗市追分128番地の７
債務者　三上　直子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８６号
北海道茅部郡鹿部町字大岩98番地１
債務者　盛田　英里
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０５号
静岡市葵区岳美４番31号　井上アパート101号
債務者　葛西　敏幸
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０２１号
大阪府大東市野崎１丁目15番1007号
債務者　岸本　淳二
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１１６号
大阪市東成区大今里１丁目２番５号楠木住宅202号
債務者　興梠　恭一
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２５号
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目４番地の１７―605、前住所大阪府交野市星田西５丁目18番１―204号
債務者　髙市　卓二
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１３９号
大阪市平野区瓜破東４丁目５番４―1205号
債務者　竹内紀代枝（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部